

## 臨時職員(短時間保育士(午後))募集要項

仕事の内容等	職種名	短時間保育士(午後) (一般職非常勤職員)
	勤務地	町立のこども園、保育園
	仕事の内容	こども園、保育園での保育業務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活指導</li> <li>・歌、遊戯指導</li> <li>・給食(年齢により離乳食)指導</li> <li>・年齢によりお昼寝指導</li> <li>・園外指導等</li> </ul>
	必要な資格	保育士

労働条件	賃金	時給1,000円
	その他手当	通勤手当は、自宅から勤務地までの最短経路の距離が2km以上である場合に、距離に応じて町が定める額を支給(徒歩通勤者を除く)。
	賃金締切日	毎月末日
	賃金支払日	翌月21日
	昇給	なし
	賞与	なし
	加入保険	雇用保険、労災保険、※月額要件を満たした場合社会保険(健康、年金)
	就業時間	8時30分から17時のうち4時間 (原則12:30~16:30、勤務する園によって異なる場合があります。)
	任用期間	任用の日から~平成32年3月31日
	休日等	土日祝日、年末・年始
	有給休暇	年度(4月~翌3月)で10日付与 (年度途中の任用の場合は、任用月に応じた日数)
	定年制	あり(67歳)
その他	欠格条項(地方公務員法第16条)に該当しない方他に報酬を得る事業もしくは事務に従事することはできません。その他、地方公務員法で定める服務に関する規定等が適用されます。	

選考方法等	求人数	若干名
	選考方法	書類選考及び面接
	応募方法	履歴書(写真貼付)及び保育士証の写しを総務課人事係に提出
	試用期間	あり(14日間、賃金額の変更無し)

問合せ先	事業所名	垂井町役場 総務課 人事係
	事業所所在地	〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町1532-1 TEL: 0584-22-1151 (内線218)